



# 所得税の確定申告と市県民税の申告について

☎困税務課市民税係(☎内線1064) ☎住民福祉課税務保険係(☎内線2122)  
高崎税務署(代表☎027-322-4711)

令和6年分の所得税の確定申告、令和7年度の市県民税の申告時期になりました。申告が必要な人は、日時や必要書類を確認し申告してください。申告会場は大変混雑するので、時間に余裕をもってお越しください。なお、郵送でも提出できます。

## 申告会場

**場** 困201・202会議室、☎基幹集落センター研修室  
**期** 2月14日(金)～3月17日(月)※土日祝日除く  
**時** 午前9時～午後4時(午前8時前はいれません)  
※簡易なものに限り確定申告を受け付けますが、次のいずれかに該当する人は高崎税務署確定申告会場(P7参照)で申告してください

○青色申告    ○譲渡所得(土地・建物・株式など)  
○外国為替証拠金取引(FX)による所得  
○修正申告・更正の請求  
○初回の住宅ローン控除  
○肉用牛の売却による所得    ○山林所得  
※上記以外にも、高崎税務署確定申告会場を案内する場合があります

## 税の申告に必要な物

|                 |                                |                                                                                                      |
|-----------------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収入金額などの証明       | すべての人                          | 申告案内ハガキ(届いた人)、マイナンバーカードまたは通知カード、身元確認書類(運転免許証など)                                                      |
|                 | 給与・年金収入があった人                   | 給与・公的年金の源泉徴収票                                                                                        |
|                 | 個人年金収入があった人                    | 支払先から発行された支払通知書など                                                                                    |
|                 | 営業・農業・不動産収入があった人               | 収支内訳書、決算書など<br>※収入と必要経費を科目ごとに集計してお持ちください                                                             |
|                 | シルバー人材センター配分金・保険満期金・その他所得があった人 | 収入額がわかるもの(支払通知書・支払調書・買取証明書など)、必要経費のわかるもの                                                             |
| 各種控除の適用を受ける際の証明 | 社会保険料控除を受ける人                   | 国民年金保険料控除証明書、任意継続保険料の支払証明書・領収書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付額確認書・領収書                                   |
|                 | 生命保険料控除を受ける人                   | 保険会社から発行された控除証明書                                                                                     |
|                 | 地震保険料控除を受ける人                   |                                                                                                      |
|                 | 障害者控除を受ける人                     | 本人や扶養親族の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など                                                       |
|                 | 医療費控除を受ける人                     | 医療費控除の明細書、補てん金額がわかるもの、おむつ使用証明書など<br>※領収書が提出不要になりました。「医療を受けた人」「病院・薬局」ごとに金額をまとめ、医療費控除の明細書に記入してお持ちください。 |
|                 | 寄附金控除を受ける人                     | 寄附した団体から発行された領収書・証明書<br>※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人も領収書などが必要です                                             |

## 税理士による無料確定申告相談

☎・時・場

- ①2月6日(木)午前9時30分～午後3時45分  
困201会議室  
②2月12日(水)午後0時30分～5時  
13日(木)午前10時30分～午後4時45分  
ヤマダデンキ LABI1 高崎 5階レストランフロア  
LABI バンケット高崎

☎給与所得があり医療費控除を受ける人・年末調整が済んでいない人・年金受給者

☎①は1月23日(木)～30日(木)、②は1月27日(月)～2月3日(月)に関東信越税理士会高崎支部まで(☎361-7788)、受付は午前10時～午後3時(正午～午後1時、土日祝日除く)  
※詳しくは同会☎Pをご覧ください

